

奈良県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
新井 登	ひまわり整骨院 磯城郡田原本町大字薬王寺三 四四―一	平成三十年十月三十一日
板谷 有紀	はりマッサージサロンぽかぽ か 大和郡山市北郡山町五九―三	平成三十年十一月十六日
泉 伸二	いずみ鍼灸院 生駒郡三郷町信貴ヶ丘三丁目 五の九	平成三十年十一月十六日